

宗像市教育センター設置要綱（案）

（設置）

第1条 宗像市教職員の研修及び教育上必要な調査研究を行うことにより、教育課題の解決を目指すとともに、宗像市小中学校の活性化、特色化の推進を図るため、宗像市教育センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び設置場所）

第2条 センターの名称は宗像市教育センターと称し、設置場所は、宗像市教育委員会内に置く。

（事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 人材育成を目的とした研修・講座の企画・運営及び評価に関すること
- （2） 教育実践研究の募集及び表彰、成果の発信に関すること
- （3） 調査研究等の報告会の企画・運営及び評価に関すること
- （4） その他センターが必要とすること

（組織）

第4条 センターは、所長、指導員及び研究員をもって組織する。

（所長及指導員）

第5条 所長にあつては教育長を、指導員は主幹指導主事、指導主事をもって充てる。

- 2 所長は、センターの業務を掌理し、総括する。
- 3 指導員は、第3条の事業を推進する。

（研究員）

第6条 研究員は、教育長が委嘱し、原則2年間の研究期間をもって、宗像市における教育課題の解決に関わる調査研究を行い、適宜、指導員等から指導助言を受け、中間報告会や最終報告会にて、調査結果の報告を行う。

（庶務）

第7条 センターの庶務は、教育部教育政策課において処理する。

第8条

この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、所長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。